## 地域内の共同輸配送等の調査支援

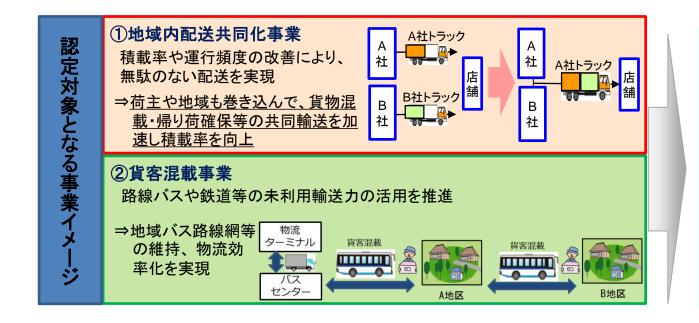


〇改正物流総合効率化法に基づく<u>総合効率化計画※の策定のための調査事業等</u>の支援を実施。

※総合効率化計画は、<u>物流分野の労働力不足への対応</u>を強力に推進し、<u>流通業務の省力化</u>を図るため、<u>2以上の者の連携</u>を前提とした多様な取組が対象。

## 事業概要

- 1. 補助対象事業者
  - 荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会
- 2. 補助対象経費(補助率)
  - 計画策定経費(定額(上限200万円))、運行経費※(最大1/2)
  - ※総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、 複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO2排出量の削減を図るものであり、輸送の集約化に伴って新たに発生す る増加分の運行経費が対象。



- 〇 省力化された効率的な物流 の実現
  - ⇒潜在的輸送力を活用し、 多様なニーズに応える 効率化した物流を実現
- 〇 トラックドライバー不足の解消
  - ⇒就業環境の改善等による 人材確保と併せ、省力化に より物流機能を維持
- O CO₂排出量の大幅な削減
  - ⇒社会への貢献度の高い 物流の実現